

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「年度計画【102-1】「外国人教員や女性教員の採用について引き続き検討する」(実績報告書9頁)については、選考の原則を定める教員選考規程の改正等採用を促進する方策としては不十分であり、また、外国人教員の数が減っていることから、年度計画を十分に実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 この件に関し、本学ではただ単に選考の原則を定める教員選考規程の改正を行っただけでなく、公募の書類にもその旨を記載するようにして、学内でのモチベーションの向上を図るとともに、外国人や女性にとって応募しやすい環境を整備したので、年度計画を上回って実施しているものと判断される。 なお、平成19年度の外国人教員数は減少したが、これは提出した資料にも記載したとおり、1名の外国人教員が家族の看護のため、止むを得ず職を辞し母国に帰国してしまったためである。(当該教員は任期付の外国人教員であったが、法人化後、定年まで本学に勤務したいという本人の意向をふまえて、任期を外す措置まで取った。) また、上記の措置の効果はすでに出はじめており、平成20年度には新しい分野で外国人教員を採用することが決まっている。 さらに女性教員は実数において大きな変化が無いとしても、本学のように予算額中に占める人件費の割合が高く、大幅な人員の削減を余儀なくされているところでは、その構成比が上っている(平成16年度:17.12%、平成17年度:17.60%、平成18年度17.39%、平成19年度:17.96%)ことに着目していただきたい。 以上から、年度計画を十分には実施していないと認められるとした事項を削除願いたい。 なお、これに関連して、全体評価並びに評定及び評定の理由欄の記述も修正願いたい。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『年度計画【102-1】「外国人教員や女性教員の採用について引き続き検討する」(実績報告書9頁)については、<u>教員選考規程を改正して選考の原則を定め、その旨を公募書類に記載するようにしているが、採用を促進する方策としては不十分であり、そのことにより、外国人教員の数が減っていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>』</p> <p>【理由】 「外国人教員や女性教員の採用について引き続き検討する」という計画に対して、男女共同参画社会基本法を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行う旨教員選考規程を改正し、その旨を公募書類に記載するよう学内に依頼するにとどまっております。年度計画を十分に実施したとはいえないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「年度計画【103】「東京都公立校と附属学校との間の人事交流を促進する」（実績報告書 10 頁）については、東京都公立幼稚園との人事交流に関する交渉を始めたにとどまり、人事交流を促進する方策としては不十分であり、また、人事交流の人数が減っていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 1. 原文では「幼稚園との人事交流に関する交渉を始めたにとどまり」とあるが、幼稚園以外の人事交流は既に行い成果（すでに資料提出済み）を得ている。 2. 年度計画では、「東京都公立学校」と表記し、「公立幼稚園」と限定しているわけではないから、「促進」の判断は附属学校全体で判断すべきである。そして、全体としては法人化後、また、19年度に限っても、次のとおり促進されているので、理由は当を得ていない。 平成16年4月に東京都教育委員会との間で締結した新人事交流協定では、人事交流期間を原則3年としているが、教員の延長希望を考慮した上で本学と東京都教育委員会とで協議して交流期間を延長することを認めている。延長による人事交流者を「東京都公立学校との人事交流を促進する」数値から除外する理由は無い。その上で、データを示すと、附属学校教員に占める交流期間延長者を含めた人事交流者の割合は、平成16年度は4%、平成17年度は6%、平成18年度は8%、平成19年度は9%、平成20年度は10%と確実に増加してきている。 以上から、年度計画を十分には実施していないと認められるとした事項を削除願いたい。 なお、これに関連して全体評価並びに評定及び評定の理由欄の記述も修正願いたい。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『年度計画【103】「東京都公立学校と附属学校との間の人事交流を促進する」（実績報告書10頁）については、<u>既に人事交流を行っている学校種に加えて東京都公立幼稚園との人事交流に関する交渉を始めたにとどまり、人事交流を促進する方策としては不十分であり、そのことにより、人事交流の人数が減っていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</u>』</p> <p>【理由】 「東京都公立学校と附属学校との間の人事交流を促進する」という計画に対して、新たに東京都公立幼稚園との人事交流に関する交渉を始めているものの実現に向けた進展が認められず、また、その他の学校種に係る平成20年度の人事交流の人数が減っていることから、年度計画を十分に実施したとはいえないため。</p>